

陳情第3号

陳情人 佐野市浅沼町74-3
(佐野市民主商工会内)

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を提出することを求める陳情

1 陳情の要旨

次の意見書を採択し、地方自治法第99条の規定により国に提出してください。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連総会で加盟193か国の3分の2に近い122か国の賛成で、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器は今や、不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条文は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年に渡り熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始

されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の83か国、批准国は44か国となり、発効に必要な条件（50か国）まで残り6か国となっています。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度を直ちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めます。

2 陳情の理由

日本は、広島・長崎という世界に知られた被爆地をもつ人類史上唯一の戦争被爆国です。75年前に地獄のような惨状を経験し、その後も心身ともに筆舌に尽くせぬ苦しみを背負わされた被爆者の願いは、全ての核兵器を一日も早く、この地球上から無くしてほしいということです。

2017年7月7日、国連総会で加盟193か国の3分の2に近い122か国の賛成で、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の83か国、批准国は44か国となり、発効に必要な条件（50か国）まで残り6か国となっています。

また、2017年10月6日には、核兵器禁止条約制定への貢献が高く評価され、ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）がその年のノーベル平和賞を受賞したことに見られるように、核兵器廃絶は大きな国際的な奔流となっています。

しかし、アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度を直ちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めます。